

(3) 宿泊療養施設運営に係る物品購入等のための資金前渡の事務処理について

福祉保健局は、宿泊療養施設を運営するに当たって、物品の購入等のための随時の資金を、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第76条第1項第1号に基づいて「非常災害のため即時支払を必要とする経費」として前渡を受け処理している。
資金前渡の事務処理について見たところ、次のとおり適正でない状況が見受けられた。

ア 精算を適正に行うべきもの

宿泊療養施設（コソフオーホホテル東京東日本橋）の運営に係る資金前渡の事務処理について見たところ、令和4年2月分として受けた前渡金によって発注した物品（グッズベスト回収袋16万5,000円）について、同月中に支出し精算しておらず、翌3月分の前渡金で支出し精算しており適正でない。
局は、前渡金の精算を適正に行われない。

(福祉保健局)

イ 送料を適正な科目で支出すべきもの

宿泊療養施設（フナーイーストピレックホテル東京有明）では、購入した段ボールの送料1万4,476円を一般需要費で支出している。
しかしながら、「予算説明中の節の経費内容説明」（令和2年財務局）によれば、運搬料は役務費とすべきであり支出科目が適正でない。

局は、送料を適正な科目で支出されたい。

(福祉保健局)

ウ 各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行うべきもの

表19の各宿泊療養施設は、資金前渡による物品購入に当たり、通信販売を利用していることに伴い、ポイントが付加される割引サービスを利用している。
割引サービスの利用に当たっては、「資金前渡の支払における各種割引サービスの利用について（通知）」（平成15年1月23日付14出会第547号）による各種割引サービス利用基準に基づいて行うことができ、各種割引サービスの利用の趣旨は、次回に資金前渡で支払う必要が生じた場合に、割引を受けて公金を有利に支出しようというものである。

付加されたポイントは購入代金の支払に使用できるものであり、各種割引サービスの利用の趣旨に基づけば、ポイントが残留しているときは、ポイントからの充当による支払を優先すべきであるにもかかわらず、表19のとおり、多くの施設で数千円から最大で20万円以上のポイントが不必要に残留しており適切でない。

事故発生予防の観点からも、局は、各種割引サービスの利用に伴って付加されたポイントの利用を適切に行われない。

(福祉保健局)

(表19) 通信販売の利用状況

(単位：ポイント)

項番	宿泊療養施設名	C社		D社	
		利用	ポイント残高	利用	ポイント残高
1	東横INN池袋北口II	有	17	無	—
2	東急ステイ高輪	有	2,207	有	2,923
3	アパホテル東新宿歌舞伎町タワー	有	782	有	30,371
4	アパホテルTKP日暮里駅前	有	2,300	有	8,335
5	東横INN東京駅新大橋前	有	0	有	16,786
6	フナーイーストピレックホテル東京有明	無	—	有	18,382
7	アパホテル武蔵野タワー西新宿五丁目駅タワー	有	0	有	200,523
8	東京都ペット同伴宿泊療養施設	有	7,842	無	—
9	the b 池袋	有	21,085	無	—

(注) 監査日（令和4年10月19日）現在

(4) 宿泊療養施設運営支援業務委託において、個人情報の保護に関し必要な措置を定めるべきもの
福祉保健局は、宿泊療養施設の運営に当たって、表20の業務について、表21のとおり委託している。

個人情報の取扱いについて、個人情報保護条例第8条では、委託しようとする事務の中に個人情報が含まれる場合、実施機関は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、委託を受けた者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならないとされている。また、「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）」（平成3年3月26日付2情部個第26号）では、第8条の運用として、委託の趣旨、目的に応じ、表22の事項を契約書等に記載することとされている。

宿泊療養施設のうち、品川プリンスホテルイーストタワーに係る表21の宿泊療養施設運営支援業務委託契約（以下「運営支援業務委託」という。）を見たところ、個人情報の保護に関する事項について、仕様書では、「受託者は、この契約の履行に関して知り得た入所者の個人情報を第三者に漏らしてはならない。」としているが、表22の他の事項については定めがなかった。運営支援業務委託は再委託を行っていないため、「再委託における条件に関すること」等該当しない事項もあるが、「事故発生時における報告義務」や「個人情報の複写及び複製の禁止に関すること」等について定めていないことは、適正でない。

(福祉保健局)

（表20）運営支援業務委託の業務内容（抜粋）

(1) 宿泊療養中の生活面の支援業務
 入所者への食事の提供、入所時対応（入所者への入所後の電話連絡など）、退所時対応（退所する入所者への退所前の電話連絡など）、アメニティ・リネンの補充等、消毒・清掃事業者への対応、差し入れへの対応など

(2) 施設運営に関する業務
 宿泊療養施設の円滑な運営に関する業務（ホテルの消防計画に従った対応、モニター監視、館内消毒など）

（表21）契約の概要 （単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約の相手方
1	宿泊療養施設の運営支援業務委託	令和2.11.27～令和3.3.31	96,789,300	E
2	宿泊療養施設の運営支援業務委託	令和3.4.1～令和3.5.28	16,421,864	
3	宿泊療養施設（品川プリンスホテル）の運営支援業務委託（その3）	令和3.7.1～令和3.8.31	25,440,800	F
4	宿泊療養施設（品川プリンス）の運営支援業務委託（その7）	令和4.1.1～令和4.3.31	39,895,917	

（表22）東京都個人情報保護に関する条例の施行について（通達）に定める委託等に伴う措置に係る運用の内容（要約）

個人情報を取り扱う事務を委託するとき、契約書等（必要に応じて採書を含む。）には、当該委託の趣旨、目的に応じて、次の事項を記載するものとする。

- 個人情報の秘密保持に関すること。
- 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- 再委託における条件に関すること。
- 個人情報複製及び複製の禁止に関すること。
- 委託完了時における個人情報の返還、廃棄、消去等の義務
- 個人情報の廃棄、消去等の完了報告義務
- 個人情報の管理方法の指定
- 個人情報の管理状況について、必要に応じて職員が立入調査できること。
- 事故発生時における報告義務
- 従事者に対する教育・研修義務
- 義務違反又は義務を怠った場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関すること。
- その他当該契約において必要とする個人情報の保護に関する事項

(5) 機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行うべきもの

福祉保健局は、自宅療養者向け健康観察システム（以下「健康システム」という。）を運用するに当たり、外部サービスのクラウド（Team）及び通信アプリ（LINE）を利用している。健康システムでは、自宅療養者の健康状態に係る機密性A（注1）の情報を取り扱っている。また、産業労働局は、協力金の支給を適正かつ円滑に行うことを目的とした表23の委託契約を締結し、協力金に関する情報発信、申請受付、審査等を行うことができるポータルサイトの構築、運用を行っており、これらのシステムは、外部サービスのクラウド（Google Cloud Platform, Amazon Web Services及びSalesforce）を利用して申請者の住所、氏名等機密性Aの情報を取り扱っている。

産業労働局では、協力金に係る申請内容の審査、支給額の決定、申請者からの問合せ対応等を目的とした表24の委託契約においても、表23の契約で構築したポータルサイトを利用して行っている。

東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成31年1月22日平成30年度第2回東京都サイバーセキュリティ委員会決定）9.4⑦では、「クラウドサービスにて機密性Aの情報を取り扱う場合は、あらかじめCISO（注2）の許可を得ること。」とされている。

そこで、健康システム及び表23の契約で構築したポータルサイトについて、CISOの許可を得ているか確認したところ、両局とも、CISOの許可を得ずに、外部サービスを利用して機密性Aの情報を取り扱っており適正でない。

福祉保健局及び産業労働局は、機密性Aの情報を取り扱うに当たり外部サービスの利用を適正に行われない。

（福祉保健局）
 （産業労働局）

（注1）住民に関する情報（生活歴、心身の状況、所得、財産状況等の情報の他、電話番号、メールアドレス又は住所、氏名、生年月日、性別など）は、全て該当する。

（注2）最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）のこと。東京都サイバーセキュリティ対策基準2.1.1(1)により副知事と定められている。

（表23）協力金交付事務運営に係る委託契約一覧

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額
1	東京都感染症拡大防止協力金コールセンター等運営業務委託	令和2.4.15～令和2.4.22	132,737,000
2	東京都感染症拡大防止協力金運営事務局業務委託	令和2.4.23～令和3.3.31	119,454,500
3	東京都感染症拡大防止協力金（第2回）運営事務局業務委託	令和2.6.11～令和3.3.31	163,495,200

項番	契約件名	契約期間	契約金額
4	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分) 運営事務局業務委託 業務委託	令和2.8.24~ 令和3.3.31	143,391,295
5	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日~12月17日実施分) 運営事務局業務委託	令和2.9.18~ 令和3.3.31	143,411,973
6	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12月18日~1月7日実施分) 運営事務局業務委託	令和2.12.3~ 令和3.7.31	124,414,620
7	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12月18日~1月7日実施分) 運営事務局業務委託	令和2.12.21~ 令和3.9.30	127,449,905
8	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日~令和3年2月7日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.30 令和3.9.30	197,475,872
9	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日~令和3年3月7日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.3.9~ 令和3.3.31	426,165,872
10	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年3月8日~令和3年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.3.25~ 令和4.3.31	470,995,872
11	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日~令和3年4月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.5.11~ 令和4.3.31	523,204,000
12	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月12日~令和3年5月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.6.4~ 令和4.3.31	1,610,994,000
13	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年5月12日~令和3年6月20日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.6.4~ 令和4.3.31	958,320,000
14	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年6月1日~令和3年7月11日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.7.14~ 令和4.3.31	958,320,000
15	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年7月12日~令和3年8月22日実施分) 早期支給分 運営事務局業務委託	令和3.7.16~ 令和4.3.31	155,073,600
16	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年9月1日~令和3年9月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.6~ 令和4.3.31	1,610,994,000
17	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年9月1日~令和3年9月30日実施分) 早期支給分 運営事務局業務委託	令和3.9.9~ 令和4.3.31	146,410,000
18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年9月1日~令和3年9月30日実施分) 運営事務局業務委託	令和3.9.30~ 令和4.3.31	1,800,359,000
19	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年10月1日~令和3年10月24日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.2.1~ 令和4.3.31	916,313,640
20	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年1月21日~令和4年2月13日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.2.1~ 令和4.3.31	748,690,250
21	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年2月14日~令和4年3月21日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.6~ 令和4.3.31	2,880,405,000
22	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月22日~令和4年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.7.15~ 令和4.3.31	2,488,365,000
23	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月25日~令和4年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.31 令和4.3.31	1,842,225,000
24	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月6日~令和4年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.15~ 令和4.3.31	1,721,225,000
25	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月6日~令和4年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.10.19~ 令和4.3.31	1,739,980,000
26	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月7日~令和4年3月31日実施分) 運営事務局業務委託	令和4.3.11.9~ 令和4.3.31	1,727,880,000
27	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月9日~令和4年3月30日実施分) 運営事務局業務委託		
28	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年3月9日~令和4年3月30日実施分) 運営事務局業務委託		

(表2.4) 協力金交付に係る相談・申請業務委託契約一覧

項番	契約件名	契約期間	推定総金額
1	東京都感染拡大防止協力金相談・申請業務委託(単価契約)	令和2.4.23~ 令和3.3.31	1,888,425,000
2	東京都感染拡大防止協力金(第2回)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.6.11~ 令和3.3.31	843,700,000
3	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.8.24~ 令和3.3.31	358,737,500
4	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(9月実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.9.18~ 令和3.3.31	323,400,000
5	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日~12月17日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.12.3~ 令和3.3.31	326,562,500
6	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(11月28日~12月17日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.1.14~ 令和3.7.31	252,780,000
7	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(12月18日~1月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和2.12.21~ 令和3.9.30	530,090,000
8	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年1月8日~令和3年2月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.1.25~ 令和3.9.30	1,040,050,000
9	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年2月8日~令和3年3月7日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.3.9~ 令和4.3.31	1,118,700,000
10	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年3月8日~令和3年3月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.3.25~ 令和4.3.31	1,085,700,000
11	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日~令和3年4月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.5.11~ 令和4.3.31	1,623,545,000
12	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月12日~令和3年5月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.6.4~ 令和4.3.31	4,908,398,000
13	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年5月12日~令和3年5月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.6.4~ 令和4.3.31	3,609,419,000
14	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年6月1日~令和3年6月20日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.7.14~ 令和4.3.31	3,609,419,000
15	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年6月21日~令和3年7月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.7.16~ 令和4.3.31	3,841,563,000
16	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年7月12日~令和3年8月22日実施分)早期支給分 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.7.16~ 令和4.3.31	420,640,000
17	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年7月12日~令和3年8月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.6~ 令和4.3.31	5,018,398,000
18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年9月1日~令和3年9月30日実施分)早期支給分 相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.9~ 令和4.3.31	559,746,000
19	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年9月1日~令和3年9月30日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.30~ 令和4.3.31	4,648,880,500
20	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年10月1日~令和3年10月24日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.10.1~ 令和4.3.31	4,071,694,000
21	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年1月21日~令和4年2月13日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和4.2.1~ 令和5.3.31	4,071,694,000

項番	契約件名	契約期間	推定総金額
22	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和4年2月14日～令和4年3月21日実施分等)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和4.2.17～令和5.3.31	3,608,910,800
23	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年4月25日～令和3年5月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.6.5～令和4.3.31	3,534,960,000
24	休業要請を行う大規模施設に対する協力金等(令和3年5月12日～令和3年5月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.7.15～令和4.3.31	1,753,400,000
25	休業要請等を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月1日～令和3年6月20日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,506,000
26	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年6月21日～令和3年7月11日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.9.15～令和4.3.31	836,440,000
27	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年7月12日～令和3年8月31日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.10.19～令和4.3.31	949,366,000
28	営業時間短縮要請を行う大規模施設に対する協力金(令和3年9月1日～令和3年9月30日実施分)相談・申請業務委託(複数単価契約)	令和3.11.9～令和4.3.31	1,101,100,000

(注) 単価契約の契約金額は、推定総金額を記載している。

(6) 補助事業及び出せん事業に係る実績報告を適正に行うべきもの

産業労働局は、都内の中小企業者、中小企業団体等に対し、業界団体の作成した新型コロナウイルス予防対策ガイドライン等に沿った対策を実施する際の経費の一部を助成する事業を実施するに当たり、事業の効率的かつ効果的な実施に寄与することを目的として、事業の実施団体である公益財団法人東京都中小企業振興公社(以下「振興公社」という。)に対し、表25のとおり、令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業費補助金」を交付し(以下、当該補助金を交付する事業を「補助事業」という。)、令和3年度は「中小企業等による感染症対策助成事業の実施に係る出せん契約」に基づき、出せん金を支出している(以下、当該契約に基づき出せん金を支出する事業を「出せん事業」という。)

補助事業の補助金交付要綱では、振興公社は、補助対象事業を完了しない場合で会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならないと規定している。

ところで、振興公社は、令和2年度は補助事業によって「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」(以下「旧ガイドライン事業」という。)を、令和3年度は出せん事業によって「中小企業等による感染症対策助成事業」(以下「新ガイドライン事業」という。)を実施している。

令和3年度に新ガイドライン事業を実施するに当たり、振興公社は、局の承認の下、「中小企業等による感染症対策事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を定めており、要綱第16条の2において、旧ガイドライン事業により交付決定を受けた助成金で、令和3年3月31日までに助成金の額が確定できなかったものについては、令和3年4月1日以降、助成金の額の確定が行われ、

所定の請求書が提出されたときは、新ガイドライン事業の請求書が提出されたものとみなして助成金を交付することとし、旧ガイドライン事業と新ガイドライン事業の継続性を図っている。ところで、振興公社が局に提出している補助事業の実績報告の内容を見たところ、表26の助成金支出額について、令和3年3月31日までに額の確定を行っているにもかかわらず、令和2年度の補助事業の実績報告に計上せず、令和3年度の出せん金事業の実績に計上していることが認められた。

これについて、局は、振興公社での助成金の支出日より、補助事業に計上するか、出せん事業に計上するかを判断し、振興公社に指示を行ったとしており、振興公社は局の指示に従って実績額を計上し、実績報告書を提出したとしている。

しかしながら、振興公社が助成金の額の確定を行った時点で助成金を支出することは確定していることから、支出の年度所属は債務の発生を確認した日である助成金の額の確定の日とするべきであり、表26の175万3,000円を令和3年度の実績額に計上していることは適正でない。

この結果、令和2年度の補助実績は過小に、令和3年度の出せん事業の実績は過大に報告されている。

公社は、補助事業及び出せん事業に係る実績報告を適正に行われない。また、局は、振興公社に対し適正な指示を行われない。

(表25) 補助金・出せん金の概要

年度(令和)	名称	根拠	出せん金額	交付金額 取崩済額
2	新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業費補助金(単)交付要綱		1,930,109
3	中小企業等による感染症対策助成事業	「中小企業等による感染症対策助成事業」、「業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)」、「飲食事業者向けテラス営業支援」及び「ドライブインアウト専門店出店支援」の実施に係る出せん契約の変更契約書	25,861,678	6,551,733

(注) (単) は国庫補助金を含まない東京都単独の補助金であることを示す。

(表26) 令和3年3月31日以前に額の確定を行っている助成金(単位:円、件)

項番	助成金支出額	件数	支出日
1	1,296,000	4	令和3年5月21日
2	261,000	1	令和3年6月25日
3	196,000	1	令和4年3月31日
合計	1,753,000	6	

(公益財団法人東京都中小企業振興公社)

(産業労働局)

(単位:千円)

3 感染者の発見、隔離、治療に係る事務・事業の概要
 (1) 宿泊施設活用事業

都では、第1回目の緊急事態宣言が発出された令和2年4月7日に宿泊施設での療養を開始した。これは、入院治療の必要でない軽症者等を対象に、ホテルを借り上げるなどしたもので、感染状況の拡大に応じて、福祉保健局では「第7波」の時点で、最大13、501室を確保したが、令和4年11月1日時点では、表27のとおり、29の宿泊療養施設（9、118室）を運用している。

施設では、1日2回、看護師により利用者の健康状態のチェックを行っている。

看護師は24時間体制で常駐しており、いつでも利用者が相談できる体制を執っているほか、体調に変化がある場合には、医師にリモート相談を行い、必要に応じて医療機関を受診・入院できる体制を整えている。

患者の療養方針は保健所が決めており、重症者や高齢者、基礎疾患がある患者は入院、それ以外の患者は自宅か宿泊療養施設での療養となるが、令和3年8月にピークを迎えた「第5波」では保健所の業務がひっ迫し、宿泊療養施設を希望してもすぐに入所できない事態が生じたため、保健所を介さずに申し込む電話窓口（東京都宿泊療養申込窓口）を新設した。

令和4年1月から同年2月にかけてオミクロン株による新型コロナウイルス感染症が拡大した「第6波」では、宿泊療養施設の入所調整件数が1日に1,000件近くとなり、一時、入所までに時間を要する状況が発生した。

このような状況を解消するため、「第5波」では宿泊療養施設に医療機能を付加し、軽症から中等症1の患者を受け入れ、酸素投与や経口薬投与に加え、中和抗体薬投与に対応する「医療機能特化型宿泊療養施設」を整備した。さらに、「第6波」ではオミクロン株の特性に応じた追加対策として、不安を抱える妊婦を受け入れ、主治医と連携した、治療や健康相談を行うなどの療養生活をサポートする「妊婦支援型」の設備を整備し、令和4年2月から受け入れを開始するなど、重症化リスクが高いといわれる高齢者や不安を抱える妊婦の受け入れ枠を拡大した。

また、「第6波」により感染が拡大した際に、無症状又は重症化リスクのない軽症の陽性者で、高齢者や子供など同居し、家庭内感染の不安を抱える患者を対象とした感染拡大時療養施設を表28のとおり（令和4年11月1日時点で409床）開設した。

これらの施設でも看護師が24時間体制で常駐しており、利用者の健康観察は、1日2回、LAVITA（注）を活用して行っている。

感染拡大時療養施設は、「第6波」の急激な感染拡大において短期間で整備が求められたが、共有スペースや体を動かせる機器等を配置することで、利用者の満足度を高める工夫を行った。東京スポーツセンターは令和4年4月に運営終了し、立飛及び高松は令和4年12月1日から宿泊療養施設へ転換した。

局は、これら施設の運営を総括する担当部署を局内に設置している。この部署では、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、通常業務に支障をきたさぬよう、限られた人員の中から局内外の応援職員等が職務に当たり、施設運営に万全を期している。

施設、医師、看護師、施設運営の補助的業務委託は、施設ごとに感染拡大時に急きょ確保することが求められるが、局は、契約関係法令等の枠組みの中で確保に努め、宿泊施設活用事業の運営を行っている。

（注）入所者の体温、酸素飽和度、脈拍数のデータがクラウドに登録され、医師、看護師等が入所者の健康状態を把握するシステム。

（表27） 宿泊療養施設の一覧（令和4年11月1日現在）

番号	施設名	所在地
1	the b 池袋	豊島区東池袋1-39-4
2	アイナインホテル東京	江東区木場2-1-1
3	東横 INN 東京駅新大橋前	中央区日本橋浜町2-58-2
4	アイーストタワー（品川）	港区高輪4-10-30
5	アイーナホテル&リゾート西新宿五丁目駅前タワー	渋谷区本町3-14-1
6	アイーナホテル山手大塚駅前タワー	豊島区南大塚3-31-10
7	東横 INN 池袋北口II	豊島区池袋2-51-2
8	アイーナホテル品川泉岳寺駅前	品川区水田町2-10-2
9	アイーナホテル品川ライオン国会議事堂前	千代田区水田町2-10-2
10	アイーナホテル東新町歌舞伎町タワー	新宿区歌舞伎町2-31-12
11	東急ステイ高輪	港区高輪2-16-29
12	アイーナホテル新宿御苑前	新宿区新宿2-2-8
13	コンフォートホテル東京東日本橋	中央区日本橋馬場町1-10-11
14	アイーナホテルTKP日暮里駅前	荒川区東日暮里5-52-9
15	ホテルグレイスリー新宿	新宿区歌舞伎町1-19-1
16	カンゾオホテル上野公園	台東区根岸1-2-13
17	R&B ホテル蒲田東口	大田区蒲田5-23-1
18	アイーナホテル大森駅前	大田区大森北1-1-4
19	コンフォートホテル東京東神田	千代田区東神田1-9-10
20	KOHOTEL 銀座一丁目	中央区銀座1-9-5
21	the b 赤坂	港区赤坂7-6-13
22	R&B ホテル東京東陽町	江東区南砂2-1-5
23	アイーナホテル上野広小路	千代田区外神田5-3-3
24	新宿リゾートホテル新館	新宿区西新宿3-3-15
25	THE KNOT TOKYO Shinjuku	新宿区西新宿4-31-1
26	アイーナホテル新宿歌舞伎町タワー	新宿区歌舞伎町1-20-2
27	アイーナホテル浅草駅前	台東区駒形1-12-16
28	新宿グランドホテル	新宿区歌舞伎町2-14-5
29	東京都ベトナム併用宿泊療養施設	品川区東八潮3-1

（表28） 感染拡大時療養施設の一覧

番号	施設名	所在地	設置期間
1	感染拡大時療養施設（V飛）	立川市東町841-11	令和4.2.9～令和4.11.30
2	感染拡大時療養施設（高松）	立川市緑町9-3	令和4.7.27～令和4.11.30
3	感染拡大時療養施設（東京スポーツセンター）	千代田区丸の内3-8-3	令和4.1.25～令和4.4.24

(2) 自宅療養の適切な実施に向けた支援

局は、自宅療養者フォローアップセンター(以下「FUC」という。)を設置し、運営している。FUCの主な業務内容は、自宅療養患者のうち、保健所や陽性者登録センターから依頼・連絡のあった患者の健康観察や相談の受付を行うことである。

感染状況に応じて電話受付に必要な回線数が増減するため、局は、感染状況に応じた回線数を柔軟・迅速に確保し、経済効率も考慮しながら、運営している。

FUCの運営は、1事業者への委託による1か所であったが、令和4年1月、オミクロン株による感染者の急増に対応するため、急ぎよ、3か所を新設してそれぞれ別の事業者が委託したことから、余裕を持った準備期間を確保できず、事業者間でマニュアル等の引継ぎが十分に出来なかったなど、現場のスタッフに負担が生じた事例も見受けられた。

また局は、自宅療養者に対し、療養中の困りごとなどへの生活相談対応を強化するため、FUCから分化して自宅療養サポートセンター(以下「うちさば東京」という。)を設置し、運営している。うちさば東京は、それまで運用していた自宅療養者専用相談コールセンターに自動音声応答システムを導入するなどして、利用者の利便性を向上させたものである。

自宅療養中に体調が変化した療養者からの連絡を受け、健康観察や診療依頼につなげる業務、自宅療養者の依頼による配食手配やヘルスオキシメーターの貸与、様々な相談等の受付、自宅療養者が陽性者登録センターに登録する際の問合せ対応などを、土日祝日を含む24時間行っている。

うちさば東京の運用開始は、令和4年1月31日であるが、その時期はオミクロン株の感染者が急増した時期であり、相談件数が急増(令和3年12月相談件数76件、令和4年1月の相談件数8,827件)したために、電話がつかがりづらい状況が発生した。

そのような状況を踏まえ、配食手配やヘルスオキシメーターの申込をうちさば東京のホームページでも受け付ける工夫を行うなど、局は、電話がつかがりづらい状況の改善に努め、自宅療養の適切な実施に向けた支援を進めた。

(3) 大規模接種会場における新型コロナウイルスワクチン集団接種事業

局は、ワクチン接種を促進するため、会場を確保し、接種体制の整備を行っている。これまでの会場の実績は、令和4年8月31日時点で表29のとおりとなっている。

大規模接種会場はインターネットによる予約としていたが、機器の操作に不慣れでインターネットを利用できない高齢者などに配慮して、コールセンターで相談などに対応するほか、現在では予約なし接種も可能としている。このように、誰もが円滑に予約できる環境を整備しておくことが必要である。

大規模接種会場の運営は、福祉保健局の職員、兼務職員、他局の応援職員等が当たっているほか、医師、看護師の確保及び配置、運営の補助的業務は委託により行われている。

ワクチンの供給状況により、急な会場設営が必要となることや、接種開始時期を遅らせるを得ない状況が発生するなど、余裕を持った会場準備や予定どおりの接種が行えないこともある中、局は、契約関係法令等の枠組みの中で速やかに契約事務を処理し、契約後は、受託者と緊密に連絡・調整を行い、状況の変化に応じた契約変更を行うなど、新型コロナウイルスワクチンの接種促進に努めている。

ワクチン接種を促進する一環として、渋谷若者接種会場において予約なし接種を実施したところ、当初、接種希望者が接種できない状況が発生した。予約なし接種の要望が大きいことを受けて、局は他の大規模接種会場でも予約なし接種を行い、都民の要望に応えた。

(表29) 東京都大規模接種会場一覧

番号	大規模接種会場名	設置期間 (開始時期)	令和4.8.31 時点の状況	実績 (延べ人数)
1	築地ワクチン接種センター	令和3.6.8～ 令和3.7.3	終了	92,551
2	都庁北風望室ワクチン接種センター (第1期)	令和3.6.18～ 令和4.5.31	終了	260,130
3	都庁南風望室ワクチン接種センター (第1期)	令和3.6.25～ 令和3.10.16	終了	152,623
4	代々木公園ワクチン接種センター	令和3.7.6～ 令和3.8.12	終了	84,621
5	立川地域防災センターワクチン接種会場	令和3.7.24～ 令和3.9.3	終了	16,082
6	立川北ワクチン接種センター	令和3.7.26～ 令和3.11.30	終了	82,811
7	多摩総合医療センターワクチン接種会場	令和3.7.26～ 令和3.10.17	終了	29,176
8	行幸地下ワクチン接種センター	令和3.7.26～	継続	250,384
9	三葉病院	令和3.7.26～	継続	47,657
10	青山学院大学	令和3.8.2～ 令和3.10.29	終了	71,460
11	一橋大学	令和3.8.2～ 令和3.10.25	終了	57,921
12	都立大学南大沢キャンパス (第1期)	令和3.8.2～ 令和3.10.25	終了	54,544
13	多摩センターワクチン接種会場 (第1期)	令和3.8.02～ 令和3.9.30	終了	24,951
14	産業サボラスクTAMA会場 (第1期)	令和3.8.2～ 令和3.9.30	終了	16,895
15	飯田橋会場 (第1期)	令和3.8.2～ 令和3.9.30	終了	25,049
16	東京都 - 調布市グリーンホールワクチン接種会場	令和3.8.3～ 令和3.8.29	終了	4,284
17	井の頭恩賜公園ワクチン接種会場	令和3.8.7～ 令和3.10.24	終了	4,714
18	乃木坂ワクチン接種会場 (第1期)	令和3.8.18～ 令和3.10.14	終了	24,661

番号	大規模接種会場名	設置期間 (開始時期)	令和4.8.31 時点の状況	実績 (延べ人数)
19	若者ワクチン接種センター	令和3.8.27～ 令和3.10.08	終了	11,490
20	NHK渋谷フレンドシップシアター会場	令和3.10.5～ 令和3.11.29	終了	7,755
21	東京ホーム接種会場(第1期)	令和3.10.18～ 令和3.11.18	終了	1,874
22	多摩センターワクチン接種会場(第2期)	令和3.12.20～ 令和4.5.31	終了	11,531
23	都庁南展望室ワクチン接種センター (第2期)	令和4.1.26～ 令和4.8.8	終了	69,049
24	立川南ワクチン接種センター	令和4.2.1～	継続	39,016
25	乃木坂ワクチン接種会場(第2期)	令和4.2.11～ 令和4.5.31	終了	6,718
26	神代植物公園(トライアスル会場)	令和4.2.27～ 令和4.5.26	終了	158
27	立川高松ワクチン接種センター	令和4.2.28～ 令和4.5.27	終了	6,727
28	産業サボラスTAMA会場(第2期)	令和4.2.28～ 令和4.5.31	終了	4,670
29	飯田橋会場(第2期)	令和4.2.28～ 令和4.5.31	終了	2,880
30	都立大学南大沢キャンパス(第2期)	令和4.3.6～ 令和4.5.27	終了	3,060
31	都立大学荒川キャンパス	令和4.2.28～ 令和4.5.29	終了	1,335
32	東京ホーム接種会場(第2期)	令和4.3.3～ 令和4.5.26	終了	5,723
33	都庁北展望室ワクチン接種センター (第2期)	令和4.8.9～	継続	11,511
合計				1,484,011

(4) 酸素・医療提供ステーションの設置・運営

局は、軽症から中等症の患者に対して、酸素投与や中和抗体薬治療等の医療を提供するため、酸素・医療提供ステーションを設置・運営している。

酸素・医療提供ステーションは、臨時の医療施設として運営しており、医師・看護師が24時間常駐して健康観察を行い、酸素投与のほか、中和抗体薬治療等の医療を提供している。

令和3年度における実績は、表3.0のとおりとなっている。
局は、陽性の判定のないまま救急搬送された患者の抗原定性検査を実施するなど、利用率の向上に努めている。

令和4年11月1日時点の施設の設置は、表3.1のとおりとなっている。

(表3.0) 令和3年度の酸素・医療提供ステーション実績 (単位：人)

番号	ステーション名	受け入れ人数	設置病床数	開設期間
1	酸素・医療提供ステーション (都民の城)	1,151	最大140床	令和3.8.23開設 令和3.10.16～令和3.12.27受け入れ休止 令和3.12.28再開～令和4.10.21
2	酸素・医療提供ステーション (調布庁舎)	834	最大84床	令和3.9.18～令和4.6.16
3	酸素・医療提供ステーション (築地)	865	最大191床	令和3.9.20～
4	練馬区酸素・医療提供ステーション	353	最大35床	令和3.9.17～令和4.11.22
5	酸素・医療提供ステーション (赤羽)	570	最大150床	令和3.12.13～令和4.5.8

(表3.1) 酸素・医療提供ステーション一覧 (令和4年11月1日現在)

番号	ステーション名	所在地	規模	備考
1	酸素・医療提供ステーション(立川)	立川市緑町9-3	92床	
2	酸素・医療提供ステーション(築地)	中央区築地5-2-1	191床	
3	練馬区酸素・医療提供ステーション	練馬区光が丘2-6-1 (光が丘第七小学校跡施設)	35床	練馬区と連携して運営

(5) 東京都出産応援事業

局は、コロナ禍において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、子育て支援サービスや育児用品等(以下「育児用品等」という。)を提供することにより、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信するとともに、具体的な子育てニーズを把握し、施策へ反映することを目的として、東京都出産応援事業を行っている。

事業の内容は、登録を行った対象者に対し、1.0万円ポイント(1ポイントは1円相当)を付与し、希望する育児用品(新生児1人当たり1.0万円分。ただし、送料を含む。)を提供すること及び、専用サイト上で都の子育て支援等の情報提供を行うとともにアンケートを実施することとなっている。

事業の実施に当たり、局は、公益財団法人東京都福祉保健財団と、表3.2のとおり、出せん契約及び委託契約を締結しており、対象者の抽出及び対象者への通知等は区市町村に委託している。育児用品等の提供及び専用サイトの運営委託は、出せん金を原資としている。

令和3年度における事業の実績は、表3.3のとおりとなっており、配偶者等からの暴力を理由に避難している場合や、里帰り等により住民登録地以外での出産した場合などにも対応し、対象者を漏れなく把握しており、事業への問合せや苦情対応を行っている。

今後、アンケートによる具体的な子育てニーズを、適宜施策へ反映していくことが期待される。

(表 3 2) 公益財団法人東京都福祉保健財団との契約 (単位: 千円)

種別	内容	金額
出えん契約	育児用品等の代金 事務経費(専用サイトの運営委託)	12,500,000 78,650
委託契約	専用サイト運営受託者との連絡調整に要する経費 問合せ対応 基金の造成・管理	5,945

(表 3 3) 令和3年度東京都出産応援事業の実績

項目	数量
登録件数	92,754 件
発注受付数	699,302 件
発注受付ポイント数	7,618,140,000 ポイント
発送済贈呈品数	676,339 件
発送済ポイント数	7,364,590,000 ポイント

(6) 高齢者施設への集中的検査の実施

局は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年3月18日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定。以下「基本的対処方針」という。)に基づいて、令和3年4月から高齢者施設の従事者に対し集中的にPCR検査を開始した。

この検査は、週1回を目安とし、都内の対象施設への検体採取用具一式の送付、検体の回収、検体の検査を行っている。

本事業は業務委託により行われているが、局は、基本的対処方針が発出されてから、契約関係法令等の枠組みの中で速やかに契約事務を処理し、対象施設に検査実施の可否を確認しながら約1か月で事業を開始しており、迅速な事業への取組が確認された。

また、契約を重なる中で、局は、効率的な検体採取用具一式の送付等を行えるよう契約内容の改善を行っている。

令和3年度の累計実績は、表34のとおりとなっている。

(表 3 4) 高齢者施設の検査実績累計 (単位: 件)

施設区分	検査実施施設数	検査実施件数	陽性疑い件数
高齢者施設(入所系)	延べ48,150	延べ2,607,476	延べ3,582

(7) 保健所業務

保健所業務は、「第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況 2 保健所の対応」(p.15)で述べたとおり、感染症対策において重要な役割を果たしている。

保健所が行う一連の感染症対策業務は、医療機関から提出される発生届(HER-SYS入力によるものを含む。)の受理から始まる。

発生届の主な記載項目は表35のとおりであり、保健所が行うのは、医療機関が記載した項目の内容確認など多岐にわたっており、1件の発生届を完結させるにも時間を要する。

感染拡大期には、所によっては1日に1,000件を超える発生届を受理することもあったが、保健所は、会議室を新型コロナウイルス感染症対策業務の執務室として関係部署を集約するなど、業務の効率化を行い、発生届の処理に努めている。

(表 3 5) 発生届における主な記載項目

- ・ 患者の氏名等
- ・ 診断分類(確定患者、疑似症等)
- ・ 重症化リスク因子となる疾病等の有無
- ・ 診断方法(検体採取日、結果等)、診断日、発病日
- ・ 感染経路・感染地域
- ・ 届出時点の入院の有無

保健所は、発生届受理の次に、患者の症状等を確認する。その際に、患者が施設入所者の場合には、クラスターの発生を未然に防ぐため、施設調査等を行っている。

一人ひとりの患者の症状等に応じて、療養方針を検討するに当たり、保健所では、国通知等に基づき重症化リスクの高い陽性者の健康観察を迅速かつ重点的に行うために、表計算ソフトを用いて、症状等に応じて重症度を点数化できる仕組みを考案するなど、職員の創意工夫も生かして業務の効率化に取り組んでいる。

療養方針に基づいて、保健所は、入院が必要な患者には感染症法に基づいた入院勧告を行って入院先を確保するために入院調整本部(注)及び医療機関等と調整を行い、宿泊療養に該当する患者には、宿泊療養施設の入所調整を行う。

令和3年8月にピークを迎えた「第5波」において、療養方針が自宅療養となった患者について、本人が宿泊療養を希望した場合に、保健所へ電話をかけたにもかかわらず十分な状況が発生したために、局は、保健所を介さず申し込み電話窓口を新設したが、それでも時間帯によっては電話が繋がらないうつらい状況があった。

感染症法に基づき入院勧告は、感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)の審議を経て保健所が行うものであり、毎月定期的に行われているが、新型コロナウイルス感染症が拡大している時期には、その都度臨時の協議会を開催し、患者の入院勧告業務に対応している。

保健所は、自宅療養中の患者の健康観察を行い、パルスオキシメーターの貸与等を行っている。患者の症状や環境に変化があった場合には、保健所は、入院調整本部及び医療機関等と連携し、医療機関への受診、入院の調整、宿泊療養施設への入所調整等を行う。

患者を自宅から医療機関や宿泊療養施設に移送するに当たって、保健所は、各機関との調整、陰圧車の手配等を迅速に行っている。

療養が終了した際に、保健所は患者から療養証明書の発行を求められる場合が多く見受けられるが、オンラインでの申請フォームを利用するなど、証明書発行の効率化、省力化に努めている。

また、勧告を受けて入院した患者の医療費は所得に応じて公費で負担され、要件審査及び決定は保健所が行っている。

医療費公費負担の決定に当たっては、患者が書類を提出することが必要となるが、保健所は、患者と連絡を取り、要件の審査、公費負担決定の執行に努めている。

感染拡大により、保健所業務がひっ迫したことから、体制強化や業務の効率化が急務となる中、局は、局内外からの応援職員の派遣、保健師・看護師等の採用、人材派遣契約などによる人的体制強化を図り、SMS一括送信サービス、通話音声を自動でテキスト化する音声マイニングの活用や、クラウド型のデータベースを利用した患者対応に係る進捗管理を行うなど、デジタル技術を活用した業務の効率化を図った。

そのほか局は、保健所の依頼に基づき入院、転院調整の支援を行う入院調整本部、宿泊療養施設への入所、搬送の調整等を行う入所調整本部、自宅療養者の健康観察や相談対応を行うFUC(p.46参照)、うちさほ東京(p.46参照)を設置するなどして、保健所業務の支援を行っている。

今後は今回の経験を活かし、保健所と市町村、医療機関等との役割分担、役割分担を踏まえた都の保健所と特別区、八王子市、町田市の保健所との情報共有や連携強化の仕組みの構築、各種システム間の更なる連携や広く利用されているSNS、様々なデバイスの活用などの業務の効率化を図るDXの推進について、検討を進めることが求められる。

(注) 令和2年4月に局内に設置され、保健所からの依頼に基づき入院・転院調整の支援を行う。

(8) 医療提供体制等の強化・充実に係る補助事業

局は、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制を強化することを目的として、東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業（以下「緊急整備事業」という。）、新型コロナウイルス感染症検体検査の更なる検査体制の整備を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症検体検査機器設備整備補助金（以下「設備整備費補助金」という。）事業を実施している。

また、公益財団法人東京都保健医療公社（以下「医療公社」という。）が運営する病院（以下「公社病院」という。）では、都の補助金と同種の補助金が国等から交付される場合には、補助内容の趣旨にあった補助金を適切に選択するなど、収入の確保に努めている。

(表3.6) 補助金の概要

(単位：千円)

年度 (令和)	事業名	事業内容	金額
2	緊急整備事業のうち 外来診療体制等確保 支援事業	医療機関が設置する新型コロナウイルス(帰国者・接軸者外来)の運営にかかる経費等について補助する。	404,114
	設備整備費補助金	都内の検査機関等が都内に新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を設置することを目的に、購入するために必要な備品購入費を補助する。	51,118
3	緊急整備事業のうち 病床確保支援事業	都の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症病床を確保した場合に、集中治療室内の病床などの区分に応じて1病床当たりの基準額を設け、確保した病床数等に補助する。	18,733,339
	緊急整備事業のうち 医療従事者特殊勤務 手当支援事業	医療機関が、新型コロナウイルス感染症患者等への診療に携わる医療従事者に対し、給与規定等に基づいて特殊勤務手当を支給する場合に補助する。	860,215

今回調査対象とした医療公社が交付を受けた表3.6の補助金のうち、病床確保支援事業は、国庫補助金を原資として都が医療公社へ補助金を交付したものである。同種の補助金は、47都道府県において交付されている。

令和5年1月に会計検査院が公表した会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況について」では、看護師等の人数を増員できた場合に受入れ可能となる病床を対象とした補助金の交付を受けていたが、実際は想定していた事例などがあることから、病床確保補助金等の交付対象となる確保病床数を適宜調整するよう、都道府県に対して指導することを所見として問題提起している。

令和4年6月まで都が運営していた都立病院でも病床確保支援事業補助金の交付を受け、令和2年度から3年連続で経常利益を計上する要因の一部となっているが、病床確保に関する補助金については、都立病院、公社病院では実際に新型コロナウイルス感染症患者の受入れ可能な病床数で申請しており、会計検査院の報告書でも指摘はされていない。また、都立病院及び公社病院においては、新型コロナウイルス感染症患者に最優先で対応し、重症・中等症の患者や、新型コロナウイルス感染症による症状が軽くても重い基礎疾患のある患者、介護度の高い患者、小児、妊婦、透析患者等のメンバーを要する患者を多く受け入れるなど、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに率先して取り組んでいる。

その一方で、都内の病院において、実質的に病床を確保できていないことなど、補助条件を充たしていないため、補助の一部取下げにより減額を行った医療機関がある。

都立病院及び公社病院においては、令和2年12月に都立多摩綜合医療センターの病棟として新型コロナウイルス感染症専用医療施設を開設したほか、都立広尾病院、医療公社の荏原病院及び豊島病院では、令和3年1月から、新型コロナウイルス感染症患者を重点的に受け入れる東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として運用するなど、都及び医療公社は一体となって率先して新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行っている。

4 感染拡大防止に係る協力金等の概要

(1) 協力金等支給事業の概要

産業労働局は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都の要請により休業や営業時間の短縮を行った事業者等に対し、令和2年度には、①飲食業者等を含む都内中小企業、個人事業主を対象とした「東京都感染拡大防止協力金」の支給及び、②都内飲食業者等を対象とした「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」の支給（以下、①と②をまとめて「飲食店等協力金支給事業」という。）を実施している。

さらに令和3年度には、②に加え、③飲食業者以外の都内中小企業、個人事業主を対象とした「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の支給及び④都内大規模施設の運営事業者及びテナント事業者を対象とした「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」の支給（以下③と④をまとめて「大規模施設協力金等支給事業」という。）を実施している。（以下、①から④をまとめて「協力金等支給事業」という。）

これらの事業は、令和2年度から令和4年度にかけて、飲食店等協力金支給事業は19回、大規模施設協力金等支給事業は6回実施しており、飲食店等協力金支給事業の支給決定件数及び金額は、137万2,239件、1兆9,569億682万2,000円、大規模施設協力金等支給事業の支給決定件数及び金額は、5万5,029件、323億4,984万9,295円（令和4年8月31日現在）となっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、都が実施した措置と、措置に伴い実施した協力金等支給事業の概要は「第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況 3 休業又は営業時間短縮の要請に協力した事業者への協力金・支援金」表8、表9及び表10（p.16-21）のとおりであり、各回の協力金事業の実績は表37のとおりである。

この事業については、事業の実施決定から極めて短時間に事業を開始、運営を行っていたことが確認された一方、「第3 監査の結果 2 指摘事項」(p.23-43)に示したとおり、協力金等支給事業に係る業務委託の受託者への管理や業務実施に当たり必要な内部手続については正を求めめる事項が確認された。

事業の実施に当たっては、より良い事業効果を出すために迅速かつ効率的な業務を求められる一方、業務の適正性の確保も求められている。しかしながら、今般のような危機的な状況においては、事業の実施部門では迅速性に目を向けがちとなり、組織内でのチェック機能が有効に働か

ない事態が生じやすい。将来に向け、業務の適正性を確保するためのチェック機能が有効に働くよう検討する必要がある。

また、局は、本事業の実施によって得た緊急かつ大規模な支給業務の業務フローを適切に継承すること、各回の申請件数が10万件を超える協力金支給等事業によって蓄積された大量のデータについて、地域や業種ごとの特性を分析することなどにより、今回と同様の事態の発生に備えていくことが求められる。

(表37) 協力金等の支給実績（令和4年8月31日現在）

(単位：件、千円)

回数	事業	実績	
		件数	金額
1	感染拡大防止協力金（令和2年4月16日～5月6日分）	119,095	67,536,500
2	感染拡大防止協力金（令和2年5月7日～5月25日分）	110,563	62,531,500
3	令和2年8月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	45,358	9,071,600
4	令和2年9月の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	35,812	5,371,800
5	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年11月28日～12月17日実施分）	55,816	22,326,400
6	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分）	58,475	49,119,000
7	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年1月8日～2月7日実施分）	74,685	184,926,366
8	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年2月8日～3月7日実施分）	74,838	175,691,040
9	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年3月8日～3月31日実施分）	74,022	125,609,400
10	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月1日～4月11日実施分）	69,969	42,324,040
11	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～5月11日実施分）	74,550	161,405,409
①	休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金（令和3年4月25日～5月11日実施分）	13,456	4,471,860
①	休業要請を行う大規模施設に対する協力金（令和3年4月25日～5月11日実施分）	10,253	11,162,627
12	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年5月12日～5月31日実施分）	79,897	109,503,184
②	休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金（令和3年5月12日～5月31日実施分）	10,453	4,179,880
②	休業要請を行う大規模施設に対する協力金（令和3年5月21日～5月31日実施分）	2,217	5,177,644

回数	事業	実績	
		件数	金額
13	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月1日～6月20日実施分)	73,372	106,934,082
③	休業要請を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月1日～6月20日実施分)	1,334	910,002
14	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年6月21日～7月11日実施分)	72,188	96,216,358
④	営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年6月21日～7月11日実施分)	5,715	1,328,152
15	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～8月22日実施分) 早期支給分	(27,127)	37,074,240
15	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年7月12日～8月31日実施分)	73,938	233,583,175
⑤	営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年7月12日～8月31日実施分)	5,933	3,240,380
16	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～9月30日実施分) 早期支給分	(17,109)	12,755,400
16	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年9月1日～9月30日実施分)	73,428	145,107,136
⑥	営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金 (令和3年9月1日～9月30日実施分)	5,668	1,879,303
17	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年10月1日～10月24日実施分)	67,280	76,066,368
18	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年1月21日～2月13日実施分)	72,487	93,372,724
19	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和4年2月14日～3月21日実施分)	72,466	140,381,100

(注1) 回数欄の半角数字は飲食店等協力金、①②等は大規模施設等協力金の支給回数である。

(注2) 件数は申請者単位である。

(注3) 実績、件数欄の()の件数は一部支給分であるため支給決定件数から除外している。

(2) 制度設計について

局は、協力金等支給事業の実施に当たり、募集回ごとに事務取扱要綱を定め、支給対象者、支給額や支給に係る手続及び検査方法を規定している。また、同時に申請受付要項を定め、申請受付期間及び方法や申請書様式、書類等を規定している。

これら事務取扱要綱及び申請受付要項について、①事業目的に沿ったものとなっているか、②申請手続等の見直しを図り、適正性を確保しつつ、より利用しやすい制度に改善しているか、を確認したところ、「第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況 3 休業又は営業時間短縮の

要請に協力した事業者への協力金・支援金」表8、表9及び表10(p16-21)にあるとおり、事業者の経営状況を踏まえて支給要件や支給額の算定方法を改正する一方、申請者の準備書類の簡略化を図り、申請者の利便性を高める等、適時見直しを行っていた。

(3) 広報及び受付体制について

協力金等支給事業に係る広報及び受付体制について、①制度の広報を適時適切に行っているか、②申請対象者がアクセスしやすい広報及び受付体制を取っているかを確認したところ、協力金支給事業の実施に当たり、申請受付開始期間前に協力金の概要を解説する「ライバーサイト」を公開するとともに、申請受付要項等を登載した広報資料を作成して都内区市町村や金融機関、商工会等に配布し、申請対象者に対して制度の浸透を図っていた。

また、申請受付期間開始と同時に、申請受付のための協力金の概要や申請受付要項、よくある質問等を掲載する「ポータルサイト」及び支給申請を行うための「申請サイト」を設置し、オンライン申請を主な受付方法とすることによって、重複申請や誤申請の防止効果を高め、審査業務の効率化を図ると同時に申請対象者の利便性を高めていた。

(4) 協力金等支給事業の実施体制について

ア 協力金等支給事業の実施体制

協力金等支給事業に関しては迅速な支給を求める事業者の声が報道されるなど、より速やかな支給が求められている状況があったが、局は、協力金等支給事業の実施に当たり、申請受付・審査業務の迅速化を図り、申請から支給までの処理期間を短縮させるため、事業の規模により変動はあるが、図5、図6及び図7のとおり、各局から審査、支出事務を実施する応援職員を得て、全庁を挙げた執行体制を構築することで知応を図ってきた。

また、申請者の円滑な申請手続と迅速な審査を実現するため、コールセンター業務や支給業務のノウハウを有する民間事業者に運営業務等を委託し、飲食店等協力金支給事業では最大で230席の受付回線を設け、土日祝日を含む毎日9時から19時まで申請者からの相談等に対応する体制を整えるとともに、審査体制についても最大で2,300人規模に拡充する等の実施体制を整備し、オンライン申請に係る平均処理期間を10日間程度にするなど、着実に対応してきた。

事業の規模により変動はあるが、実施体制の事例は図5、図6及び図7のとおりである。